

令和3年宇治田原町重大事件等調査特別委員会

令和3年1月7日

午前10時12分開議

議 事 日 程

日程第1 付託議案審査

議案第2号 宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例を制定するについ  
て

日程第2 行政報告

- ・職員の懲戒処分について
- ・入札に関する措置について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	1番	浅田晃弘	委員
副委員長	5番	山内実貴子	委員
	2番	原田周一	委員
	3番	宇佐美まり	委員
	6番	上野雅央	委員
	7番	藤本英樹	委員
	9番	馬場哉	委員
	10番	榎木憲法	委員
	11番	今西利行	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員

	4番	山本精	委員
	8番	森山高広	委員

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長 西 谷 信 夫 君

副町長	山下康之君
都市整備政策監	星野欽也君
教育長	奥村博巳君
総務担当理事	奥谷明君
健康福祉担当理事	黒川剛君
建設事業担当理事事務 代理兼上下水道課長	垣内清文君
教育次長	野田泰生君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	村山和弘君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

---

開 会 午前10時12分

○委員長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、本会議に引き続き大変ご苦勞様でございます。

なお、会議を始めます前にご報告申し上げます。本日、山本委員、森山委員より欠席の申し出があり、これを許可しておりますので、ご報告いたします。

本委員会は、本日の本会議において上程され、付託されました議案第2号及び行政報告について、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 本日は、本会議に引き続きまして重大事件等調査特別委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。浅田委員長、また山内副委員長のもと、皆様には大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本委員会でご審査賜ります条例案につきましては、この度の不祥事件に対し、原因究明と再発防止に全力で取り組むための提案を申し上げるものでございます。後ほど、本条例についてご説明をさせていただきますとともに、当該職員の懲戒処分、また入札に関する措置についてもご報告をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ご苦勞さんですが、よろしくお願いたします。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は10名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の重大事件等調査特別委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第2号、宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第2号、宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例を制定するについて説明をさせていただきます。

議案第2号の資料をご参照願いたいというふうに思います。

この条例につきましての趣旨でございますけれども、昨年12月に町幹部職員が逮捕、起訴されるという重大事件が発生したことを受けまして、事件の重大さを重く受け止め、地方自治法第138条の4、第3項の規定に基づく執行機関の附属機関として調査権限を与えた委員会を組織し、徹底した原因究明と、また再発防止を図るための第三者による宇治田原町重大事件等調査委員会を設置するものでございます。

条例の概要でございますけれども、所掌事務につきましては、調査委員会は次の事項について、中立公正な立場で独立して調査を行うものとしております。まず、1つ目は、重大事件等の実態把握と原因究明に関する事、2つ目は、重大事件等の再発防止策等の提言に関する事、そして3つ目には、その他町長が必要と認める事項に関する事でございます。

組織及び、また報酬につきまして申し上げますと、委員は5名以内とし、次に掲げるうち、町長が委嘱するという事になっております。1つ目には、学識経験者、2つ目には弁護士等でございます。弁護士さんが1人になるか2人になるか、その辺のところでございますけれども、3つ目には、当該重大事件等に関して専門的な知識または経験を有する方ということで組織を立ち上げたいと思っております。

また、任期は当該重大事件に関する調査が終了するまでということございまして、その委員会の委員長は互選をしていただくということで、報酬につきましては1時間当たり1万円以内ということでさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願ひます。今西委員。

○委員（今西利行） おはようございます。

それでは、4点にわたって質問したいと思います。

まず1点目なんですが、第三者委員会いまありましたけれども、これについては公開ということよろしいでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） まず1点目、ご説明申し上げたいと思います。

基本的には、傍聴要領というようなものも用意させていただく中で公開としたいとは考えてございますが、他の自治体の例を申し上げますと、内容によりましてはプライバシーに関わる部分もございまして、状況に応じては非公開とすることもできるという

ような制度にさせていただく中で進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） それに関してなんですけれども、当然、議事録については公開ということでもよろしいでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 議事録につきましても作成申し上げたいと思いますが、その中身に応じましては、例えば個人情報等によりまして非公開とさせていただくような会議につきましても、その議事録につきましても公開内容につきましても十分精査の上、対応させていただきたいと考えておるところでございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 2点目ですが、第2条の、今も説明ありましたけれども、1、2項で、重大事件等とありますが、これは前回も確認したと思うんですけれども、全容解明ということで、今回の一時保育施設建設工事の事件だけではなくて、少なくとも光嶋氏が関わった一定額以上の工事委託についての事業内容とか契約の経緯、契約額、落札等などについての問題点を検証、第三者委員会を通して明らかにするというところで理解させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） その件につきましてでございますが、まず基本的には今回の逮捕、起訴された事案が中心になってこようかと思えます。この案件につきまして、先生方に独立して調査、審査いただく中で、関係するような事案、さらにもっとこういうところも調べなければならないということであれば、そういうところの調査もされるやもしれませんが、まずはこれを中心に進めていただく議論の中でそのようなお話がどういうふうに出てくるかというところを私どもも一緒に協議させていただければというように考えておるところでございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 一昨年ですか、精華町でもそういう重大事件、同じような形で起こったと思うんですけれども、これ報告書なんですけど、この中では数年にわたってのそういう入札等に関わって、一般入札落札状況に関わっての詳細な検討がされていると思うんです。

全容解明ということであれば、ぜひとも、今そういう形でおっしゃっていただいたの

は分かるんですけども、そういうことを視野に入れて全容解明、徹底究明ということ  
でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 先ほど申し上げましたように、この案件を中心に、そうい  
う議論の中でそういう協議、どこまで広がりを見せるか、先生方のご意見も伺いながら  
調べていくべきものかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） できるだけ全容解明、徹底究明ということできるとよろしくお願ひしたい  
というふうにお願ひします。

3点目なんですけど、議会の特別委員会に対する報告なんですけれども、どのように考  
えられているのか、つまり最終報告だけではなく、その都度、当然だと思うんですけれ  
ども、中間的な報告なりをどのように考えられておられるのかということをお聞ひした  
いと思ひます。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） もちろん、私どもといたしましても、この調査委員会の経  
緯等につきまして、議会のほうにもご報告をさせていただきたいと考えております。

今後の予定といたしましては、まず事実経過のご報告であるとか、今後行われるであ  
ろう公判の内容ですとか、そういうところのご報告ということになろうかと思ひますけ  
れども、どの時点でどの内容をということをお願ひする段階ではございませんけれ  
ども、こちらの調査委員会の進捗状況に合わせて議会ともご相談の上、またこちらの議会  
での委員会のほうにも適宜ご報告させていただきたいと考えておるところでございます。  
以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 当然、特別委員会のほうでも検証していかなくてはならないと思  
ひますので、それはやり取りしながら精査していきたいということですので、ぜひともそ  
れはよろしくお願ひしたいというふうにお願ひします。

関連してですけども、住民に対してはどのような形で、これも当然定期的にご報告  
されると思うんですけども、その辺りについてのご所見をお願ひします。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、もちろんそういった、  
先ほど議会のほうにはそういうご報告をさせていただくというのは、もう当然のことで

ございますけれども、先ほども答弁している中において、内容的なプライバシー的なこともございますので、その辺は十分に精査しながらご報告できるものがあればしていかなければならないと、また、その辺については十分に中身の精査、これも非常に大事なことも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 住民の方、いろいろ心配されております。適時、そういう形でそういう報告をよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

最後になりますけれども、先ほどもちょっとありましたが、再発防止については入札等、最終報告じゃなくて、今既に提案されておりますけれども、その都度、分かり次第、入札等については報告もありながら、できるだけやるべきことについてはやっていくという形でよろしいでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） また後ほど、今、報告の中で入札に関する措置ということでもた後で説明のほうはまた町長のほうからさせていただきますけれども、基本的にはそういった事項についても十分に内部で検討しながら、今後、そういった点についても議会のほうには報告していきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） そういうことは滞りなくやっていただけるようにということで要望しておきます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。上野委員。

○委員（上野雅央） すみません、1つ質問させてください。

委員会の設置の時期等はいつ頃になるのでしょうか。初委員会というのか。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） 今、議会のほうにご提案を申し上げます条例の制定をご可決いただきましたら、早急に立ち上げをして開催をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員（上野雅央） ありがとうございます。結構です。

○委員長（浅田晃弘） ほかに質疑はございませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 先ほど今西委員も質問されました議会への報告の件に関連することですけれども、総務担当理事より随時議会には報告していただくということで、今、お話があったんですが、当然、この重大事件等調査特別委員会と、設置される委員会とは

並行してこの問題の解決策を探っていくことになるかとは思いますが、重大事件等調査委員会の委員長さんなり委員さんをこの議会の委員会に招聘するようなことはできるのでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの馬場委員のご質問でございますけれども、先ほど来、提案の説明の中でも申し上げているように第三者委員会ということでお願いをしていく中、先ほど答弁させていただいたように内容によっては公開の部分もあるけれども、公開のなかなか難しいプライバシーの問題もあるときにはなかなか難しいこともある中で、ちょっとその会議にはそういった形で入っていただくのはちょっといかがかなというようには考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、副町長おっしゃるのには、この議会の委員会にはその設置された委員長さんなり委員さんを招聘してお話を聞くことはできないということ、そういうことですか。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時30分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を開催します。

馬場委員。

○委員（馬場 哉） 先ほどから、私、質問させていただいた中で、当然、当局とも相談の上、議会のほうの重大事件等調査特別委員会のほうで委員さんの招聘をお願いしたときには、ぜひともご協力というか招聘できるようなことについてはご協力いただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（浅田晃弘） その他質疑ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回、第三者委員会の設置条例という形で当局のほうから提案されたんですけども、こういう委員会の設置については設置要綱等で対応されているところも多々あるんですが、今般、あえて条例化された理由はどこにあるんですか。

○委員長（浅田晃弘） 政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） あえて条例化したということでございますけれども、まずは独立機関としてしっかりと町とは別の、町から独立した第三者委員会として調査権を持ってしっかりと調査することができる、そういう権限を要綱等ではなくてしっか



りと条例に基づいて議会の承認を得る中でつくっていくという趣旨でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そういうことで設置されたというふうに私も思っておりまして、その辺りは政策監ではなく町長の口から語っていただきたかったなど、そのつもりで質問させていただいたんですが。

改めて、町長のほうからお願いします。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 本町といたしましても、この事件につきましては本当に重大な事件であると重く重く受け止めている中で、やはり独立した機関の中で調査または再発防止に向けてやっていただくということで、大変、独立したものをということを重きにおかなければならないということで条例をしっかりと制定させていただいて前向きに向き合っていくということの姿勢を理解していただきたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、町長のほうからその思いを語っていただきましたけれども、前向きにというお答えがありました。前向きというよりもむしろ徹底してうみを出し切るんだということを言いたかったのかなというふうに理解をさせていただきます。

それで、この委員会の委員さんの任期は、この調査の終了するまでということなんですけれども、まずどれぐらいの期間でこの委員会で調査をしようというふうに思っておられますか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 調査の進捗状況等は始まってみないと分からない部分もあるわけでございますけれども、私自身としては1年ぐらいの期間にはなるんじゃないかなと、場合によってはもう少し延びる可能性もあるかもしれませんが、1年というのが一つの目安かなというふうには思っております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、1年という期間を想定しているというお答えがありましたけれども、1年が長いか短いかは、ちょっとそこは議論があるところかなと思うんです。

他の自治体とかですと3、4カ月の範囲で、それぐらいの期間で一定の方向性を出されているということも聞き及んでおりますし、先ほど申しましたように徹底してうみを出し切るんだということで1年ということをおっしゃるのかなということもあります。

けれども、できるだけ早く、早くと言いながら中途半端な調査になればいいんですけども、その辺りはある程度の期間を見ながら、なおかつ、できるだけ早く調査を終了していただきたいというふうに思っております。

それで、恐らく調査される内容なんですけれども、起訴状の内容を確認されたりとか、今後開かれるであろう公判の傍聴また公判記録等を取り寄せていろいろと調査をされていかれるのかなと思うんですけれども、次に、本人の招致なり本人への聴き取り等は、それはされる予定をされておりますか。

○委員長（浅田晃弘） 政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） この委員会の中では、当然、本人の質問等々についてもされるということで考えております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 分かりました。

本人への聴き取り等については、後ほど懲戒免職処分にしたという報告がありますので、そここのところでまた違う角度の質問をさせてもらいたいと思っております。取りあえず、以上で終わります。

○委員長（浅田晃弘） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。

議案第2号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号、宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、議案第2号、宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、重大事件等調査特別委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

この審査の結果につきましては、重大事件等調査特別委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛に提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、明日の本会議において討論される方は、討論通告書を本日の予算特別委員会終了後、直ちに議長宛提出してください。

日程第2、行政報告について。

町当局より、まず、職員の懲戒処分について説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、職員の懲戒処分について、資料のほうをご参照したいというふうに思います。

官製談合防止法違反並びに加重収賄の容疑で逮捕、起訴されました本町職員に対しまして、令和2年12月28日付で懲戒処分を行いました。

懲戒処分の対象案の概要につきましてでございますけれども、本町が平成29年5月19日に開札執行した平成29年度宇治田原町立保育所一時保育施設等建設工事の一般競争入札に関しまして、秘密事項である設計金額を教示し、これに対する謝礼として落札業者から現金20万円を受け取ったものでございます。

官製談合防止法違反並びに加重収賄の容疑で起訴されて、そしてまた、本人がその起訴内容を認めたことが確認できたために、宇治田原町職員懲戒等審査委員会に諮って審査をした結果、懲戒免職という処分を行ったところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。何かございましたら、お願いいたします。谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほどの設置要綱のときに本人の招致を確認させていただきました。本人にも招致なり聴き取りをするという答弁だったんですけれども、これ、懲戒免職された職員が、もし協力してくれと言うたときに、それを私はもう辞めさせられた人間やから答えませんということを言う可能性も十分あると思うんです。そのところは否定できひんと思うんです。

それがために、地公法では、公務員の懲戒免職をするときは、禁錮刑以上に処せられた場合と刑が確定した段階ということがうたわれているんです。その間、刑事休職扱い、これは地公法で定める分限処分の中で刑事休職ということで、身分は保留をしながら、それでその判決を待つというのが地公法の一般的なやり方なんですよね。これは、裏を返せば、先ほど申しましたように、今後、そういう調査する、またいろいろ原因を究明

するときに、本人は公務員の身分のままそこに出席をさせる、また、その意見を聴取するということの裏返しだと思えます。

確かに、住民の方の感情からすれば、悪いことをした人間、何ですぐに辞めささへんねんという意見はあろうかと思えますけれども、そこはやはり公務員は身分がそういうことも含めて守られているということなんで、そのところで、確かに刑事休職扱いすれば60%以内の給料を払わなならん、60%払えとは書いていない、たとえ1%でも払って身分をつないでおくという手法もあったのかなと思えますけれども、懲戒免職をして本人に聴き取り等はすることが、支障がなければそれでいいんです。結果的には、当然、これだけのことを本人も認めているんで、懲戒免職、これはもう遅かれ早かれせなならんことだと思えます。

そこらの、今申しました今後の調査等との関係、影響はないんでしょうか、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 公務員としての身分が仮にあったとしても、当然、これから行う事実解明、委員会等での証言というのは拒否できるものでございます。

したがって、この件で懲戒免職が先だったから、公務員としての身分をつないでいたからということで証言内容が変わるとはあまり考えていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに、証言をするしない、また、虚偽の証言をしてもここは罰則が科せられる百条委員会じゃないんで、その辺りは確かに疑問かもしれませんが、少なからず身分を保留していることにおいて、その会議に出席させる業務命令は出せますよね。はたまた、証言を業務で求めることはできるんで、今の状態よりももう少し証言が得やすいかなという思いがあったんで、少し懲戒免職が拙速やったんかなという思いを申し上げたまでです。

いずれにしても、本人がどちらにしてもきちっとそのことについて答えてくれれば全然問題はないんですけれども、ちょっとそこらの疑問があったんで質問をさせていただきました。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですので、次に、入札に関する措置について説明を求め

ます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 入札に関する措置について、また、別の別添資料をご参照願いたいというふうに思います。

平成29年に本町が発注した建築工事の一般競争入札の件で官製談合防止法並びに加重収賄によりまして本町の職員が逮捕されたと、それについて、起訴された事案につきまして、土木・建築工事について12月10日から入札を中止しておるのは、既にご報告させていただいております。

入札参加制限の実施といたしまして、当該事案に関与したと報道された業者について、宇治田原町指名競争入札参加者指名停止に関する要綱第13条第1項の規定によりまして、12月28日から3カ月間、入札参加の制限を実施するとともに、関係機関にも通知をしておるところでございます。

ただ、1月8日からはコロナ関連の緊急を要する事業及び住民生活に影響を及ぼす事業については、入札を一部再開する予定としております。

今後の対応といたしまして、入札指名停止措置の実施として、当該事案の入札参加者4者について、事実確認を実施の上、宇治田原町指名競争入札参加者指名停止に関する要綱第2条第1項に掲げる別表第2条第4項、不正行為等により指名停止措置を実施する予定をしておるところでございます。

入札の再開につきましては、第三者委員会の結論が出た段階で入札制度を見直し、入札を全面的に再開していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。何かございましたら、お願いいたします。

ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほど第三者委員会の設置の期間、すなわち調査の期間、1年程度ということでお答えがあったんですけども、1年が長いか短いかということをお聞きしたんですけども、入札に関して、町のほうで、何も第三者委員会の結論を待たなくても、恐らく出る答えは限られた範囲内の答えしかこんなもの出てこないと思うんです。

だから、こここのところは町のほうで独自でできるやり方もあると思うんですけども、それをやらないと1年間も待って入札を全面的に再開しておれば、町の事業、特に大き

な事業、これ間に合わんことになると思うんですが、その辺りはいかがなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 確かに、第三者委員会の結論が1年間ということであれば、当然、我が町の工事執行にも当然支障が出てくるし、業界に対してもいろいろ問題が出てくるというふうに認識しております。

そういう中で、できるだけ早い時期に結論を出していただくということは当然お願いしていくことでございますし、また、入札に関しての中身というもので急げる部分はあると思いますので、その辺りの結論を待ちながらやっていくということになるかと思っていますところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 以前にもこの場でお話をしたんですけれども、今回の加重収賄並びに官製談合防止法違反を町の職員から出さないためにしようとすれば、予定価格の公表及び最低制限価格の公表、この2点しかないんですよ。まずは。これをすれば、職員から逮捕者が出ることはあり得ません。

ただ、そのことによって談合が防げるか防げないかは、これは何をしても防ぎようがないというふうに一般的に言われているんです。ですので、ここの入札の制度の見直しとかその辺りは、ある程度、町がイニシアティブを持ってその第三者委員会のほうに一定提言していくような形をとらないと、第三者委員会の結論を待っている、また、第三者委員会、それはそれなりの人を人選されるんでしょうけれども、そこを待つてというのはどうもちょっと疑問があるんです。

ですので、そこらは十分に今後のこと、町の事業に影響がない、影響を及ぼさないということも頭に入れながらやってもらわないと、先ほど申しましたようにいろいろと影響が出てくるんですが、そこらはどうですか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 第三者委員会が1年というのは、1年以内というふうに思っておるところでございますが、そういった中で入札制度について、やはり本町の事業について支障というのも十分兼ね合わせた考えを持っていかなければならないというふうに思います。

そういった中で、今、谷口委員がおっしゃったように、やはりこっちのことも考えながら、第三者委員会にも意見を申し上げる中で諮ってまいりたいというふうに思っております。そうした中で、どういう形が今一番いいのかということも再検討させていただ

くということでもよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 町の事業に影響を及ぼさないということは、ある意味大前提だと思いますし、また、逆にこの際、第三者委員会で徹底して、先ほども申しましたように今回のことに絡んでいるんな形のうみを出し切るということも含めてやっていただきたいということだけは申し上げておきます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようですので、次に、日程第3、その他を議題といたします。  
何かございましたら、挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、付託議案1件及び行政報告について、無事に審査を終了できましたことに御礼申し上げます。

以上で、重大事件等調査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時53分

○委員長（浅田晃弘） なお、この後、引き続きまして予算特別委員会が開催されますので、よろしくお願いいたします。5分ほど休憩時間とりましょうか。そうしたら、11時再開ということでもよろしいですか。では、それでよろしくお願いいたします。

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

重大事件等調査特別委員会委員長          浅   田   晃   弘